

鳥取県砂利採取条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 8 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第59号

鳥取県砂利採取条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県砂利採取条例施行規則（平成16年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前																				
<p>(埋戻し保証)</p> <p>第5条 条例第6条第2号の規則で定める保証（以下「埋戻し保証」という。）は、次に掲げる機関（<u>以前に埋戻し保証を履行しなかったこと、破産手続開始の原因となる事実のあること等により、埋戻し保証を行う機関として適当でない</u>と知事が認めるものを除く。）が行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>公益財団法人鳥取県建設技術センター</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 認可申請には、埋戻し保証を行う機関と締結した<u>契約書の写しその他の埋戻し保証を受けていることが確認できる書類を添付するものとする。</u></p> <p>様式第7号（第8条関係）</p> <p style="text-align: center;">採取跡地埋戻し計画</p> <table border="1"><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td rowspan="2">埋戻し の履行 の確保 のため の保証 措置</td><td rowspan="2">保 証 機 関</td><td>中小企業等協同組合法に基づき設立された中小企業等協同組合（ ）</td></tr><tr><td><u>公益財団法人鳥取県建設技術センター</u> 一・その他（ ）</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table> <p>注 略</p>	略			埋戻し の履行 の確保 のため の保証 措置	保 証 機 関	中小企業等協同組合法に基づき設立された中小企業等協同組合（ ）	<u>公益財団法人鳥取県建設技術センター</u> 一・その他（ ）	略			<p>(埋戻し保証)</p> <p>第5条 条例第6条第2号の規則で定める保証（以下「埋戻し保証」という。）は、次に掲げる機関（<u>債務超過になっていること、破産手続開始の決定を受けたこと等により、当該保証を行う機関として適当でない</u>と知事が認めるものを除く。）が行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>財団法人鳥取県建設技術センター（昭和57年4月1日に財団法人鳥取県建設技術センターという名称で設立された法人をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 認可申請には、埋戻し保証を行う機関と締結した<u>保証の契約を証する書類の写しその他の当該保証を受けていることが確認できる書類を添付するものとする。</u></p> <p>様式第7号（第8条関係）</p> <p style="text-align: center;">採取跡地埋戻し計画</p> <table border="1"><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td rowspan="2">埋戻し の履行 の確保 のため の保証 措置</td><td rowspan="2">保 証 機 関</td><td>中小企業等協同組合法に基づき設立された中小企業等協同組合（ ）</td></tr><tr><td><u>財団法人鳥取県建設技術センター</u> ・ その他（ ）</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table> <p>注 略</p>	略			埋戻し の履行 の確保 のため の保証 措置	保 証 機 関	中小企業等協同組合法に基づき設立された中小企業等協同組合（ ）	<u>財団法人鳥取県建設技術センター</u> ・ その他（ ）	略		
略																					
埋戻し の履行 の確保 のため の保証 措置	保 証 機 関	中小企業等協同組合法に基づき設立された中小企業等協同組合（ ）																			
		<u>公益財団法人鳥取県建設技術センター</u> 一・その他（ ）																			
略																					
略																					
埋戻し の履行 の確保 のため の保証 措置	保 証 機 関	中小企業等協同組合法に基づき設立された中小企業等協同組合（ ）																			
		<u>財団法人鳥取県建設技術センター</u> ・ その他（ ）																			
略																					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。